

令和5年9月八戸市議会定例会

提 出 議 案

9 月市議会定例会に付議すべき事件

議案第88号	令和5年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第89号	令和5年度八戸市立市民病院事業会計補正予算	別冊
議案第90号	令和5年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正 予算	別冊
議案第91号	令和5年度八戸市学校給食特別会計補正予算	別冊
議案第92号	令和5年度八戸市霊園特別会計補正予算	別冊
議案第93号	八戸市教育委員会の委員に任命する者につき同意を 求めることについて	3
議案第94号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求 めることについて	7
議案第95号	八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正す る条例の制定について	11
議案第96号	八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定につい て	13
議案第97号	八戸市犯罪被害者等支援条例の制定について	17
議案第98号	八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて	21
議案第99号	八戸市立市民病院事業利益剰余金の処分について	25
認定第1号	令和4年度八戸市一般会計及び各特別会計決算の認 定について	27
認定第2号	令和4年度八戸市公営企業会計決算の認定について	29

議案第93号

八戸市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
八戸市教育委員会の委員に別紙の者を任命することについて同意を求める。

令和5年9月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

1人の委員の任期満了に伴う後任の委員を任命するため同意を求めるものである。

氏名 小澤直子

議案第94号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者に別紙の者を推薦することについて意見を求める。

令和5年9月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

3人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものである。

氏 名 元 沢 正 光
八 田 優 子
武 内 慶 雄

議案第95号

八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

特定新型インフルエンザ等から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務を感染症業務手当の支給対象とするとともに、感染症業務手当の特例を廃止し、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

八戸市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和33年八戸市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「業務」の次に「（第8号に掲げる業務を除く。）」を加え、同項第2号中「処理業務」の次に「（これらの業務のうち第8号に掲げる業務を除く。）」を加え、同項第3号中「収容業務」の次に「（第8号に掲げる業務を除く。）」を加え、同項第4号中「感染症防疫業務」の次に「（第8号に掲げる業務を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (8) 特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。）から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって市長が定めるものに従事した職員

第4条第3項第1号中「業務に従事した医師」を「医師」に、「業務に従事した日」を「従事した日」に改め、同項第2号中「業務に直接従事した」を削り、「業務に従事した」を「従事した」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 第1項第8号に掲げる職員 従事した日1日につき4,000円の範囲内において市長が定める額

第11条第2項中「業務に」を削る。

附則第5項及び第6項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第96号

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方税法の一部改正に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法等を定めるとともに、軽自動車税における環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例措置の見直しその他規定の整備をするためのものである。

八戸市市税条例の一部を改正する条例

八戸市市税条例（昭和25年八戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第21条の8第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第24条の2の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第26条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第27条の2中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に、「特別徴収」を「、特別徴収」に改める。

第27条の5第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第27条の12第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及

び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第27条の13第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第27条の16において同じ。）」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第27条の17第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

附則第13条の2第4項及び附則第14条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第24条の2の2の改正規定及び次条第2項の規定は、令和7年1月1日から施行する。

第2条 この条例による改正後の八戸市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分（新条例第24条の2の2の規定を除く。）は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条の2の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき八戸市市税条例第24条の2の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

第3条 新条例附則第13条の2第4項の規定は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則14条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第97号

八戸市犯罪被害者等支援条例の制定について
八戸市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

犯罪被害者等の支援について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めるためのものである。

八戸市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、市内に住所を有するものをいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、当該被害に係る配慮に欠ける他人の言動等により生ずる精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の当該犯罪被害者等が受ける被害をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、青森県、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 市民 市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する者及び一時的に市内に滞在する者をいう。
- (7) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるように行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策を円滑に実施することができるよう、関係機関等と連携し、及び協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る民事、刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給等)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給その他必要な支援を行うものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第9条 市は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等に対し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となった犯

罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅（八戸市営住宅条例（平成9年八戸市条例第62号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。）への入居における特別の配慮その他必要な支援を行うものとする。

（雇用の安定）

第11条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪等により就業が困難となった犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための措置その他必要な施策を講ずるものとする。

（市民及び事業者の理解の増進）

第12条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第13条 市は、犯罪被害者等の支援に係る人材の育成及び資質の向上を図るため、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害の防止の重要性等についての研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体の活動の促進）

第14条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策の情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（支援の制限）

第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

議案第98号

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

建築物の容積率の特例認定申請手数料及び高度地区における建築物の高さの特例許可申請
手数料の額を定めるとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市手数料条例の一部を改正する条例

八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第6の1の表中51の項を53の項とし、46の項から50の項までを2項ずつ繰り下げ、同表45の項中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に、「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等許可申請手数料」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同項を同表47の項とし、同表44の項中「容積率、」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の容積率、」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は高さ等に関する制限の緩和許可申請手数料」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の容積率又は高さ等に関する制限の緩和許可申請手数料」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同項を同表46の項とし、同表43の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等認定申請手数料」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同項を同表45の項とし、同表中42の項を44の項とし、26の項から41の項までを2項ずつ繰り下げ、25の項を26の項とし、同項の次に次のように加える。

27 法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき16万円
---	--------------------------	-----------

別表第6の1の表中24の項を25の項とし、同表23の項中「第55条第3項各号」を「第55条第3項の規定に基づく建築物の高さの特例又は同条第4項各号」に、「の許可の」を「に関する制限の適用除外に係る許可の」に、「建築物の高さの許可申請手数料」を「建築物の高さの特例又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」に改め、同項を同表24の項とし、同表中22の項を23の項とし、19の項から21の項までを1項ずつ繰り下げ、18の項の次に次のように加える。

19 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	1件につき27,000円
--	-------------------	--------------

別表第6の1の表備考第2項及び第4項中「49の項」を「51の項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第99号

八戸市立市民病院事業利益剰余金の処分について
別紙のとおり令和4年度八戸市立市民病院事業未処分利益剰余金を処分する。

令和5年9月5日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度八戸市立市民病院事業未処分利益剰余金の一部を一般会計に繰り出すためのものである。

1 当年度未処分利益剰余金	2,675,690,794円
2 利益剰余金処分額（一般会計繰出額）	250,000,000円
3 翌年度繰越利益剰余金	2,425,690,794円

認定第 1 号

令和 4 年度八戸市一般会計及び各特別会計決算の認定について
令和 4 年度八戸市一般会計及び各特別会計に係る決算を次のように認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 令和 4 年度八戸市一般会計歳入歳出決算
- 2 令和 4 年度八戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 令和 4 年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計歳入歳出決算
- 4 令和 4 年度八戸市都市計画土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- 5 令和 4 年度八戸市学校給食特別会計歳入歳出決算
- 6 令和 4 年度八戸市駐車場特別会計歳入歳出決算
- 7 令和 4 年度八戸市中央卸売市場特別会計歳入歳出決算
- 8 令和 4 年度八戸市霊園特別会計歳入歳出決算
- 9 令和 4 年度八戸市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 10 令和 4 年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計歳入歳出決算
- 11 令和 4 年度八戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 12 令和 4 年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 13 令和 4 年度八戸市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

認定第 2 号

令和 4 年度八戸市公営企業会計決算の認定について
令和 4 年度八戸市公営企業会計に係る決算を次のように認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 令和 4 年度八戸市自動車運送事業会計決算
- 2 令和 4 年度八戸市立市民病院事業会計決算
- 3 令和 4 年度八戸市下水道事業会計決算